

『環境学習教材等の製作』に係る企画公募について

独立行政法人環境再生保全機構では、『環境学習教材等の製作』を行います。

つきましては、今回、事業を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成19年10月17日（水）までに企画書等を提出してください。

平成19年9月21日
独立行政法人 環境再生保全機構
予防事業部環境改善課

『環境学習教材等の製作』に係る企画募集要領

1. 目的

窒素酸化物(NOx)等による大気汚染を始めとした環境問題については、依然として深刻な状況であり、政府及び地方自治体による法令・条例等の整備だけでなく、地域住民一人ひとりがそれらについて理解し、身近にできる環境保全活動や環境保全の大切さ等に対し、高い意識を持つことが必要である。

こうした状況に対応するために、今後の大気環境等の健全な発展の鍵を握っている若年世代に環境教育を行うことは、非常に有意義なものになると期待できる。

そこで、主に小学生高学年を対象とし、日本の「環境問題」及び「環境保全」に関する知識等を学ぶことができる教材等を製作し、機構HP等において情報提供及び教材等貸与サービスをするシステムを構築することを目的とする。

なお、製作する教材等は環境問題を身近に感じられるような「体験」の要素があり、「環境保全のために身近にできること」を考え、実行することを喚起するための工夫を施すこととする。

2. 企画書及び見積書上の記載事項

基本仕様書（3.（1）資料配付場所にて配布）を参考にして、以下の各事項等について企画書及び見積書を作成して下さい。なお、本件発注に係る予算は1,000万円（消費税含む。）を予定していますので、これを目安に見積書を作成して下さい。

- (1) スケジュール
- (2) 組織体制
- (3) 『環境学習教材等の製作』事業の企画展開内容

- ①各講義テーマ（仕様書においては4テーマを想定）ごとの講義展開概要
- ②最低1テーマの講義詳細（教材等製作物のサンプルや解説等を含む。）
- ③アドバイザーのプロフィール、類似事業実績等

- ④試験講義の実施概要
 - ⑤ホームページの製作・展開内容
 - ⑥その他「別添2」に示す選定基準に沿って、強調・アピールすべき企画の特徴等
- (4) その他、本事業に必要と思われる事項

3. 問い合わせ先、説明会開催日時

- (1) 問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：原・小林

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎8F

(電 話) 044-520-9567

(F A X) 044-520-2134

- (2) 企画募集説明会日時及び場所

平成19年10月1日（月）午前11：00～ 環境再生保全機構内第3会議室

4. 提出資料、提出期限、提出場所

- (1) 提出資料

以下の資料を各10部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

①企画書及び見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

②過去の主な事業実績（本事業に類似する事業活動、教材等製作実績 等。）

③会社概要（御社へ本事業を請負する場合の利点などあれば明記して下さい。）

- (2) 上記資料提出期限

平成19年10月17日（水）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後 1：00から 5：00まで

- (3) 提出場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：原・小林

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎8F

(電 話) 044-520-9567

(F A X) 044-520-2134

- (4) 審査（予定）

審査に当たっては、一次審査として提出資料による書類審査を行います。一次審査を通

選出した業者は、最終審査として企画について30分程度のプレゼンテーションを実施して頂きます。

- ・一次審査 10月中旬
- ・最終審査 10月下旬
- ・業者決定 11月上旬

5. その他

採用、不採用については個別に連絡します。

以上

『環境学習教材等の製作』の請負業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方により、業者選定を行う。

1. 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「環境学習教材等の製作事業請負業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を組織し、当該事業に最も適した業者を選定する。

2. 選定の基準及び方法

(1) 選定基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

①予防事業部環境改善課職員が選定評価基準に基づいて書類審査を行い、企画書審査表（別紙様式2）に審査結果を記載する。

②書類審査において高い評価を得た企画書上位3点程度を選定委員会に諮る。

③選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施する。選定委員会のメンバーはその内容について、選定評価基準に基づいて企画書審査表（別紙様式2）に審査結果を記載する。

④選定委員会メンバーの審査結果の点数を平均する。

⑤選定委員会において協議し、審査結果、会社規模、過去の実績、見積価格等を吟味し、請負業者を決定する。

『環境学習教材等の製作事業』請負業者選定委員会設置要綱

1. 目的

『環境学習教材等の製作事業』の請負業者を適切に選定するため、環境学習教材等の製作事業請負業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、『環境学習教材等の製作事業』に係る企画書募集要領に基づき提出があった企画書、見積書及びその他の資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部長

委 員 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課長

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課長

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境保健課長

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課長代理

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

4. 運営方法

『環境学習教材等の製作事業』の企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、予防事業部環境改善課職員が選定評価基準に基づいて書類審査を行う。書類審査において高い評価を得た企画書上位3点程度について、選定委員会が提案業者からのプレゼンテーションによる審査をし、審査結果を取り纏める。選定委員会において協議し、審査結果、会社規模、過去の実績、見積価格等を吟味し、請負業者を決定する。

5. 庶務

選定委員会の事務手続き等については、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

『環境学習教材等の製作事業』業者選定基準

1. 本事業を展開していくうえでスケジューリングは適切か。
 2. 本事業への組織体制は充実しているか。
 3. アドバイザーの人選は適切か。
 4. 製作する教材等の対象年齢（主に小学生高学年向け）は適切か。
 5. 1限における講義時間が45分を超えることがないように留意してカリキュラムを構築しているか。
 6. 高度な専門知識を有する者以外でも講義ができるように工夫が施されているか。
 7. 児童に対し一方的な知識の提供とならず、児童が「体験する」及び自発的に「考える」要素があるか。
 8. 講義を受講することによって、児童に更なる環境への興味喚起を図るための工夫があるか。
 9. 試験講義の実施の場所、参加者は適切か。また実施後の結果の検討及び教材の改良等を適切に行う企画となっているか。
 10. ホームページの展開内容は適切か。
11. 経費は企画内容に見合っているか。
 12. その他、特に評価するべきことがあるか。

注：特に評価するべきことがない場合は3点（普通）とする。

企画書の審査表

(企画書を提案した業者名:)

番号	審査項目	点数
1	本事業を展開していくうえでスケジューリングは適切か。 コメント()	
2	本事業への組織体制は充実しているか。 コメント()	
3	アドバイザーの人選は適切か。 コメント()	
4	製作する教材等の対象年齢（主に小学生高学年向け）は適切か。 コメント()	
5	1限における講義時間が45分を超えることがないように留意してカリキュラムを構築しているか。 コメント()	
6	高度な専門知識を有する者以外でも講義ができるように工夫が施されているか。 コメント()	
7	児童に対し一方的な知識の提供とならず、児童が「体験する」及び自発的に「考える」要素があるか。 コメント()	
8	講義を受講することによって、児童に更なる環境への興味喚起を図るための工夫があるか。 コメント()	
9	試験講義の実施の場所、参加者は適切か。また実施後の結果の検討及び教材の改良等を適切に行う企画となっているか。 コメント()	
10	ホームページの展開内容は適切か。 コメント()	
11	経費は企画内容に見合っているか。 コメント()	
12	その他、特に評価するべきことがあるか。 注：特に評価するべきがない場合は3点（普通）とする。 コメント()	

(総合的コメント)

(注) 各審査項目毎の配点方法は以下のとおり。

優れている ····· 5点

やや劣っている ····· 2点

やや優れている ····· 4点

劣っている ····· 1点

普通 ········ 3点

氏名 _____

合計点 _____ 点

仕様書

1. 事業の名称

『環境学習教材等の製作』事業

2. 事業の趣旨及び目的

窒素酸化物(NOx)等による大気汚染を始めとした環境問題については、依然として深刻な状況であり、政府及び地方自治体による法令・条例等の整備だけでなく、地域住民一人ひとりがそれらについて理解し、身近にできる環境保全活動や環境保全の大切さ等に対し、高い意識を持つことが必要である。

こうした状況に対応するために、今後の大気環境等の健全な発展の鍵を握っている若年世代に環境教育を行うことは、非常に有意義なものになると期待できる。

そこで、主に小学生高学年を対象とし、日本の「環境問題」及び「環境保全」に関する知識等を学ぶことができる教材等を製作し、機構HPにおいて情報提供及び教材等貸与サービスをするシステムを構築することを目的とする。

なお、製作する教材等は環境問題を身近に感じられるような「体験」の要素があり、「環境保全のために身近にできること」を考え、実行することを喚起するための工夫を施すこととする。

3. 実施内容

本事業は、今後の大気環境等の健全な発展の中心を担うべき若年層（主に小学生高学年）を対象としたもので、業務内容としては以下の通りとする。

- (1) 以下の各テーマごとの教材等の製作（全てのテーマにおいて、体験学習コンテンツを用意すること。）
 - ① 大気環境について
 - ② 地球温暖化について
 - ③ 水環境について
 - ④ 廃棄物・リサイクルについて
- (2) 有識者で構成するアドバイザリー会の設置
- (3) ホームページの製作
- (4) 試験講義の実施及び結果検討
- (5) 成果物（授業用手引き、児童用ワークシート、体験学習用キット等）の納入
- (6) 報告書5部（紙媒体及び電子媒体）作成
- (7) その他本事業において必要な業務

4. 事業の範囲

- (1) 総括的事項

- ① 事務局の設置

上記実施内容全般について、運営、連絡調整等を行うこと。

② アドバイザー会議の開催

様々な環境学習等について知見・経験を持つ有識者 2名以上をアドバイザーとして委嘱し、機構及び事務局を交えたアドバイザー会議を必要に応じ開催すること。また、適宜アドバイザーには進捗報告等を行い、綿密な関係を構築すること。

③ その他

機構との打合せ、進捗報告等を綿密に行うこと。

(2) 環境学習教材等の製作等

① 想定する講義の基本構成

本事業において製作する教材等は学校教育現場における「授業」で活用されることを想定している。基本的には以下に示す講義の基本構成に適した教材等を製作すること。但し、企画によってはこの限りではない。

なお、1限における講義時間が 45 分を超えることがないように留意してカリキュラムを構築すること。

ア 大気環境について 45 分講義×2限=90 分

イ 地球温暖化について 45 分講義×2限=90 分

ウ 水環境について 45 分講義×2限=90 分

エ 廃棄物・リサイクルについて 45 分講義×2限=90 分

② 製作する教材等

各講義テーマごとに以下の教材等を製作すること。但し、企画によってはこの限りではない。

ア 講師用指導手引書

専門知識を有する担当教員以外の者でも講義ができるように用語の解説や想定問題、体験学習用キットの取扱書等を盛りこんだものとすること。

イ 児童用ワークシート

講師からの一方的な知識の提供とならないように、児童が疑問を持ち、考えたことや理解できたこと等を書きこむことで、講義を受けたことにより、環境問題への意識が喚起されたことを児童自身が認識できるような工夫を施すこと。

ウ 体験学習用キット

全ての講義テーマにおいて体験学習コンテンツを用意し、環境問題について実際に体験することで、意識啓発を喚起するような工夫を施すこと。

(3) ホームページの製作

機構HPにおいて情報提供及び教材等貸与サービスをするシステムを構築する。(申込み受付は、機構HP内既存のお申込フォームを利用。請負業者においては当該教材及び活用方法の紹介等をするHPを製作する。)

極力、HPから提供する情報のみで、閲覧者が環境問題への意識向上が図られるような工夫を施すこと。

(4) 試験講義の実施及び結果検討

学校教育現場で活用されることを想定とした試験講義を実施する。

ア 試験講義の実施場所確保

イ 試験講義の参加者確保

ウ 試験講義参加者へのアンケート調査

エ 試験講義の実施結果及びアンケート結果を基にしたアドバイザーミーティング等による教材等の検討・改良

(5) 成果物（講師用指導者手引書、児童用ワークシート、体験学習用キット等）の作成・製作及び納入

各作成・製作成果物を初期ロットとして、30人（1クラスの人数を想定）×20クラスの使用分納入すること。

(6) その他

① 実施結果報告書の提出

事業実施終了後速やかに実施結果報告書5部（紙媒体及び電子媒体）を作成し提出する関係者との連絡・調整

② その他本事業において必要な業務

5. 実施に当たっての留意事項

(1) ホームページを有効に活用することにより、本教材等への興味が促されるように工夫する。また、本教材等の貸与サービスを受けなくても、閲覧者が環境問題への意識向上が図られる工夫を施す。

(2) 本教材等を使用し学習した児童が、更なる環境への興味喚起を図るものになるように創意工夫する。また、児童が「教わる」だけでなく自発的に「考える」教材等となるように留意する。

6. 実施期間

契約締結日から平成20年3月21日までとする。

7. その他

この仕様書に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。

なお、本事業の実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。